

社団法人 全国信用金庫協会 定款

施行

改正

昭和二十一年十一月一日	昭和二十三年六月二十九日	昭和二十四年四月十五日	昭和二十四年十二月二十三日	昭和二十五年八月二十三日	昭和二十六年十月二十三日	昭和二十七年三月二十四日	昭和二十八年六月十五日	昭和二十九年九月十八日	昭和三十年十月二十五日	昭和三十一年五月二十五日	昭和三十一年十月十日	昭和三十一年七月十九日	昭和三十一年三月二十四日	昭和三十一年六月二十四日	平成元年七月二十九日	平成二年五月十九日	平成三年六月七日	平成四年十月十一日	平成五年九月十六日	平成七年八月三十一日	平成九年八月二十八日
-------------	--------------	-------------	---------------	--------------	--------------	--------------	-------------	-------------	-------------	--------------	------------	-------------	--------------	--------------	------------	-----------	----------	-----------	-----------	------------	------------

第一章 総 則

第一条 この協会は、社団法人全国信用金庫協会と称する。

第二条 この協会は、信用金庫の健全な発達を図り、もって公共の利益を増進することを目的とする。

第三条 この協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行うものとする。

- 一、信用金庫の業務運営に関する理論と実際の研究調査を行い、その改善及び発展に資すること
- 二、関係官庁その他に対する建議、答申並びに連絡を行い、その他会員の総意を表示すること
- 三、前各号の目的を達成するため、会員相互の緊密なる連絡提携を図ること
- 四、その他この協会の使命を達成するため必要と認められること

第四条 この協会は、事務所を東京都中央区に置く。

第二章 会 員

第五条 この協会の会員となることができるものは、信用金庫及び信用金庫連合会とする。

第六条 この協会の会員となろうとするものは、入会申込書に次の事項を記載して理事長（信用金庫連合会にあっては会長）がこれに記名捺印の上会長に提出しなければならない。

一、名称及び設立年月日

二、主たる事務所の位置

三、代表理事の役名、氏名及び住所

第七条 入会の申込があったときは、会長がその諾否を決定する。

前項により、会長が入会の申込を承諾したときは、その旨を通知するものとする。

第八条 会員のこの協会に対する権利及び義務は、会長が前条の規定による入会の申込を承諾した旨の通知を發したときから發生するものとする。

第九条 会員は、この協会の経費を分担する義務を負うものとする。

会員は、既に払い込んだ経費分担金の返還を請求することはできない。

第十条 会員は、第二十一条に規定する会員名簿の記載事項に変更を生じたときは、二週間以内に書面をもってこれを協会に通知しなければならない。

第十一条 会員は、第二十条及び二十二条に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第十二条 会員は、次の事由に因って会員たる資格を失う。

一、脱 退

二、解 散

三、除 名

第十三条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議を経てこれを除名することができる。

一、この協会の定款の規定に違反したとき

二、この協会の信用を失わせるような行為、又は法令に違反し若しくは不当の行為があったとき

第十四条 会員がその資格を失ったときは、この協会に対するすべての権利を失うものとする。

第三章 役 員

第十五条 この協会に、役員として理事二十五名以上三十二名以内、監事四名以内を置く。

第十六条 理事及び監事は、会員の代表理事又は学識経験のある者のうちから総会の決議をもってこれを選任する。但し、会員の代表理事より選任する理事及び監事は、理事会の決議をもって定める方法により、会員があらかじめ互選した者のうちから選任する。

第十七条 理事は、会長一名、副会長六名以内、専務理事一名及び常務理事三名以内を互選するものとする。

第十八条 会長は、この協会を代表し、理事会の定めるところによりその業務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ副会長の互選により定めた順位に

